

平成24年度（2012年）市・町回答

【要望1】高松市において障害者差別禁止条例を制定してください。

【高松市回答】本市では、平成7年に「高松市人権擁護に関する条例」を制定し、障害者差別を始め、あらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを目指しているところです。現在、国では、障害者制度改革を進める中で、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定に向けて、障がい者制度改革推進会議差別部会において検討しており、24年3月に「論点に関する中間的な整理」を行い、25年常会への法案の提出を目指して議論が続けられております。本市としては、今後、国の法律制定の動向を注視してまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】国・県や県内の他市の動向をみながら、調査・研究をしてまいりたいと考えます。

【坂出市回答】国や香川県、県内の他市町の動向を見ながら検討してまいりたいと考えています。

【善通寺市回答】国における障害者差別禁止法の制定、県内市町の条例制定の動向を鑑みながら検討したいと考えています。

【観音寺市回答】現在のところ制定する予定はありませんが、今後、国・県の法整備等に合わせて検討します。

【さぬき市回答】既に制定しております「さぬき市差別をなくし、人権を養護する条例」に障害者差別についても含まれるものと考えますので、特別に障害者に特化した条例を制定することは想定していません。また、障害者差別だけではなく、あらゆる差別の解消に向けた取り組みが必要と考えます。

【東かがわ市回答】障害者差別禁止条例については、今のところ制定の予定はありませんが、国の法整備等を注視していきたいと考えています。

【三豊市回答】障害者への差別を禁止する法律が日本にはまだありません。国の法律が制定されてから、検討をおこないたい。

【土庄町回答】条例制定については、今後の国や県、他市町の動向をみて検討したいと考えております。

【小豆島町回答】現在のところ町独自で条例を制定する予定はありませんが、今後の国・県・市町の動向をみて検討したいと考えております。

【三木町回答】国、県及び近隣市町等の動向に注視しつつ、検討していきたいと考えております。

【直島町回答】県内市町に合わせて策定を検討する。

【宇多津町回答】「宇多津町人権擁護に関する条例」を制定し、障害者差別をはじめあらゆる差別を速やかに解消し、明るくて住みやすい町を目指しています。

【綾川町回答】本町では「綾川町人権擁護条例」を制定し、障害者差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、差別のない明るい人権尊重の町づくりを目指していますので、今のところ制定の予定はありませんが、今後、県下の動向を見ながら検討したいと考えています。

【琴平町回答】国連「障害者権利条約」批准に向けた国内法整備の一環として国が「障害者差別禁止法」の制定を検討しており、既に法案についての意見書をまとめたところと聞く。一部自治体がすでに独自の条例を設けているところもあるが本町においては、新法に沿った条例ないしは要綱の制定を検討している。

【多度津町回答】平成25年の国による障害者差別禁止法が制定されてから、その主旨を踏まえて町条例の制定を検討したいと考えています。

【まんのう町回答】権利条約の批准、上位法、他市町の動向を見ながら検討したいと考えています。

【要望2】障害者が地域で自立して生活するため香川県宅地建物取引業協会が発行している「宅地建物取引と人権」のリーフレットを活用して住宅の賃貸業者にPRを徹底するとともに、保証人は国の保障制度「高齢者住宅財団の高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」だけで賃貸できるように指導してください。

【高松市回答】県は、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者に対し、高齢者や障がい者等を理由に入居を拒否する入居差別等が発生しないよう「宅地建物取引業者の社会的責務、個人情報保護と人権の尊重について」のリーフレットを作成するなどして、人権に関する周知および指導を行っております。また、宅地建物取引業協会も、県の監修による「宅地建物取引と人権」のリーフレットを発行して、一般向けに周知・啓発しております。県および宅地建物取引業協会が実施している周知・啓発活動について、本市の窓口でリーフレットを置くとともに、相談支援事業者に配布するなど、できる限りの協力を行ってまいりたいと存じます。「高齢者住宅財団の家賃債務保証制度」については、パンフレットを委託相談支援事業所に送付するなど、引き続き制度の周知に協力したいと存じます。また国土交通省の補助事業である「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」は、高齢者世帯等の居住安定化に向け、先進的

な高齢者等向けの住宅に関する技術・システム等の導入や生活支援サービス、介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくりやまちづくりに関する事業の提案を公募し、国が補助するもので社会福祉法人やNPO法人などの事業者が高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業評価室に先進的事業等を提案するものでございます。

※参考 障がい者が地域で自立した生活が営めるよう、本市においては障がい者の地域生活への移行ニーズに対応した精神障害者地域移行・地域定着支援事業や地域生活支援事業（居住サポート事業）を実施しています。

【丸亀市回答】 宅地建物取引業はさまざまな個人情報を取り扱う業務であり、人権に配慮した業務が求められております。また、財団法人 高齢者住宅財団が実施している「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」の家賃債務保証により、高齢者や障がい者等が賃貸住宅に入居し易くなると考えます。市による事業所の指導は困難と思われませんが、今後、情報提供に努めてまいりたいと考えます。

【坂出市回答】 住宅の賃貸業者へのPRは、監督官庁である香川県において実施すべき事柄であると認識している。また財団法人 高齢者住宅財団が実施している家賃債務保証制度を利用できるのは、当該財団と家賃保証債務に関する基本約定を締結している賃貸住宅に限られることから、当該制度の利用を積極的に推進し、高齢者・障がい者等の民間住宅への適切かつ速やかな入居を促進するには、賃貸住宅の貸主・管理者に対し、十分その制度趣旨の周知を徹底し、その理解を得る必要があるものと思われる。そのためにも香川県ならびに香川県宅地建物取引業協会等において、広域的に民間賃貸住宅所有者、加盟会員（宅地建物取引業者）等への周知及び指導を行うべきものとする。

【善通寺市回答】 市から事業所に指導を行うことは困難ですが、リーフレット等を活用しての広報・PRには努めてまいりたいと考えています。

【観音寺市回答】 広報依頼等があれば積極的に広報掲載に努めます。また、地域生活を支援する「住宅入居等支援事業」を運用します。

【さぬき市回答】 さぬき市障害者住宅入居等支援事業(居住サポート事業)を実施しており、本市の制度のいっそうの周知とともに、他制度の事業の活用・検討も図ってまいります。

【東かがわ市回答】 東かがわ市障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を平成23年10月1日から実施しており、「宅地建物取引と人権」のリーフレットも活用したいと考えています。

【三豊市回答】 保証人については、通常2人必要であるが、この事業を使えば国が保証するので1人で良いのに、他にもう1人必要だといわれることがある。そのため機会を捉えて周知していければと考えている。なお、県のほうからも指導していただけるよう依頼していきたい。

【土庄町回答】 障害者の地域移行におきましては、住環境等さまざまな問題があると理解しております。ご提案いただきました制度等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

【小豆島町回答】 住宅確保の問題は、障害者の地域移行にとって重要課題の一つであると理解しております。環境、偏見、経済的負担等さまざまな問題点を解消するためにも県などの広域的指導のもと検討してまいりたいと考えております。

【三木町回答】 法改正により、平成25年度から障がい者等が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために地域社会側への働きかけを強化することを目的として「障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業」が実施予定となっております。この事業を通して、障がい者等に対する理解を更に進めたいと考えております。

【直島町回答】 県内市町に合わせて検討する。

【宇多津町回答】 障害者の地域移行に関しては、平成24年度より「居住サポート事業」に取り組んでおり、その中でパンフレット等を委託相談事業所から住宅の賃貸業者に配布するなどPRをしていきたいと考えています。

【綾川町回答】 「高齢者住宅財団の高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」は高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保に資する施設の整備、技術の検証など、先導的な事業の提案を公募し、補助するもので、障害者の賃貸等について利用できるかなど検討していきたいと存じます。

【琴平町回答】 いただいたパンフレットを町内賃貸業者に配布するなど活用したいと考えている。保証人制度については実際に地域移行（特に精神障害者）について障壁となりえるところである。モラルの問題であり啓発活動が大切だと思われるが、賃貸業者にとっても所有者との折り合いがあり徹底は困難である。寧ろ、今後は地域生活支援事業の居住サポート事業をできるだけ早期に立ち上げられるよう、圏域内自治体で協議を行いたい。

【多度津町回答】 町から事業者へ指導することはできませんが、リーフレットを活用して本事業に協力いただけるよう事業者に働きかけたいと考えています。

【まんのう町回答】 町より事業所への指導については難しいですが、リーフレットを活用してP

Rを行なって行きたいと考えています。

【要望3】コミュニケーション支援事業の充実強化を推進してください。

【高松市回答】国では、平成25年4月から施行する障害者総合支援法において、意思疎通支援の強化を目的に、市町村事業の中に意思疎通支援を行う者として、手話奉仕員や点訳・朗読奉仕員の奉仕員養成研修事業を必須事業に追加しました。また都道府県事業の中に、意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、または派遣する事業および意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業を必須事業に追加することとなっております。現在、本市では障害者自立支援法に基づき、関係団体に委託して手話奉仕員養成事業を行うとともに、高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱に基づき、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者および要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ってきたところです。今後、国・県の障害者総合支援法の施行に関する情報や動向を注視しながら、コミュニケーション支援事業の充実強化を図ってまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】県事業と調整を図りながら、手話奉仕員養成研修事業などを進めてまいります。

【坂出市回答】聴覚障がい者にとって、手話通訳者の派遣などのコミュニケーション支援は重要です。市内の関係者のご意見も伺う中で検討してまいります。

【善通寺市回答】手話奉仕員の養成事業等については、新年度より意思疎通支援事業として取り組みたいと考えています。

【観音寺市回答】現行の制度の範囲内での支援が原則であります。当事者の置かれている特別な事情を考慮し、ケースごとに協議を行い実行可能な支援を検討します。

【さぬき市回答】コミュニケーション支援事業として、本市福祉事務所内に手話通訳者の設置や派遣、要約筆記奉仕員の派遣、市役所内の窓口での耳マークを設置する等コミュニケーション支援の事業に取り組みを行っていますが、なお一層の充実強化に取り組んでまいります。

【東かがわ市回答】手話奉仕員派遣事業については、平成24年度より県外派遣を対象とするように改善いたしました。また、手話奉仕員設置事業、要約筆記奉仕員派遣事業についても充実強化を図れるように国や香川県、県内他市町の動向をみながら、調査・研究をしてまいりたいと考えています。

【三豊市回答】衆参両議院の付帯決議の趣旨を踏まえ、他市の状況も見ながら検討していきたい。

【土庄町回答】コミュニケーション支援事業におきましては、平成25年4月に制度改正が予定されております。国の方で検討されており不明な点もございますので、国からの通知等を確認した上で検討してまいりたいと考えております。

【小豆島町回答】障害者総合支援法においても意思疎通支援の強化を目的とした事業が必須事業とされていることも踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

【三木町回答】法改正により、平成25年度からコミュニケーション支援事業は意思疎通支援事業として取り組むこととなりますが、今後も県や近隣市町と連携しつつ当事者にとってより良い支援ができるよう検討してまいります。

【直島町回答】県内市町と情報交換しつつ、従来の事業及び平成25年度からの必須事業を推進し、コミュニケーション支援の充実強化を図る。

【宇多津町回答】県外への派遣を平成24年度から可能としています。今後も障害者のニーズと町の財政状況を勘案し推進していきたいと考えています。

【綾川町回答】県内市町に併せて検討します。

【琴平町回答】本町をはじめ圏域内自治体においては、県外を含む圏域外への派遣等、近隣自治体に比べて柔軟な体制をとっているところであり、情報保障の維持のためにも、当該事業に関する研修事業を来年度より行うなど今後も充実を図っていききたいと考えている。

【多度津町回答】手話通訳者の派遣範囲につきましては、香川県内を原則としていましたが、中讃西部圏域担当者会で検討を行い、町長が必要と認める場合についてはこの限りではないこととしました。

【まんのう町回答】手話通訳者の派遣の範囲については、必要に応じ町長が認める場合には柔軟に対応を行っています。また、養成研修事業に関しても今後進めてまいりたいと考えています。

【要望4】各市・町主催行事全てに情報保障の整備をしてください。

【高松市回答】市主催行事においては、要約筆記・手話通訳者を手配するよう、また、その予算を確保するよう市内インフォギャラリーにて関係各課に周知しております。あわせて講演会やシンポジウムなどのポスター・パンフレットに手話通訳者を配置している旨の周知を行うようお願いしてまいりたいと存じます。なお予算措置がなされていない行事については、必要に応じて高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱に基づき、手話通訳者や要約筆記者を派遣しております。

【丸亀市回答】団体行事においての手話通訳者の設置は、主催者側でお願いしたい。

【坂出市回答】市が主催または共催する行事で、聴覚障がい者の参加が見込まれる場合には、手話通訳や要約筆記者を派遣しています。派遣対象の行事は、市内の関係者のご意見も伺う中で検討してまいります。

【善通寺市回答】市が主催する全ての行事に手話通訳者・要約筆記者等の情報保障を整備することは困難と思われませんが、要望があれば個人派遣を行うことで対応したいと考えています。

【観音寺市回答】団体行事につきましては、手話通訳・要約筆記者等を積極的に派遣しています。また、その他行事につきましても手話通訳・要約筆記者等の配置を働きかけます。

【さぬき市回答】情報保障はすべての人にあるべきもので、一度に整備することは不可能ですが、市主催の行事を中心に、順次少しでも同じ情報を共有できるよう整備してまいりたいと考えます。

【東かがわ市回答】市広報紙、告知放送端末、メール配信サービス等の様々な媒体を利用し、情報がすべての市民に提供できるよう努めています。また、手話奉仕員及び要約筆記者奉仕員を個別に派遣することで対応してまいります。

【三豊市回答】市が主催または後援する講演会や説明会などの場合、聴覚障害者の方が参加されることが見込まれる場合などに、必要に応じて、市において手話通訳や要約筆記者の派遣を実施しています。聴覚障害者の皆さんにとりまして、手話通訳者は言うまでもなく重要な存在と考えており、ご質問の市が主催の行事全てにということですが、今後については、聴覚障害をもつ方々の意見、要望などを聞きながら、今後の対応について検討していきたい。

【土庄町回答】当町が主催する行事におきまして、聴覚障害の方が行事等に気軽に参加することができるよう情報保障を推進していきたいと考えておりますが、財政的に厳しい状況が続いております。また、島しょ部という地理的な条件や通訳者の確保の問題等もございますので、これらの点をふまえ、ご理解いただきたいと思っております。

【小豆島町回答】本町が主催する行事につきましては、小さなものから大きなものまで数多くあることから、全ての行事に情報保障を整備すること、また行事の内容等によって情報保障の要否の種分け等を行うことは、非常に困難であると考えておりますので、これらの点等を踏まえ、ご理解いただきたいと思っております。

【三木町回答】できる限りの情報保障を心がけてまいります。

【直島町回答】当町は離島の小規模自治体であるため、町民や町内の障害者関係団体、行事の関連機関と十分協議し、必要性のある行事については今後検討していく。

【宇多津町回答】行事の内容及び障害を持っている方の参加状況を見て行事ごとに判断していきたいと考えています。

【綾川町回答】聴覚障害をもつ方々の要望等に応じて、今後の対応について検討してまいります。

【琴平町回答】現時点では本町をはじめ圏域内自治体の考えとして、行事の主催者が情報保障を行うべきとの考えである。しかしながら、主催者が対応できないケース（車いすを使っている壇上の手話通訳者が見えない等）に関しては、個人派遣を行うなど、弱者の立場にたった情報保障を行うべきであると考えている。

【多度津町回答】全ての行事についての対応は困難ですが、できる限り情報提供に努めたいと考えています。

【まんのう町回答】行事の主催者において情報保障を整備すべきと考えるが、できるかぎり協力を依頼してまいりたいと考えています。

【要望5】公的施設に文字表示装置（電光掲示板）等の整備をしてください。

【高松市回答】昨年10月に、高松市総合福祉会館1階ロビーに、文字や映像を表示できる「インフォメーションディスプレイ」を設置するなど、聴覚障がい者などへの情報伝達に配慮した施設整備に努めており、今後とも地域において障がい者に対する情報利用におけるバリアフリー化等を推進するため、一定規模以上の収容人員のある公的施設に窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備に努めてまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】本庁舎においては、受付の案内員等により、来庁者の方々に対し、常に親切でわかりやすい対応を心がけております。当該装置の設置については、現在、電光掲示板ではありませんが、文字の大きさなど見やすく、わかりやすい表示に努めており、引き続き検討してまいります。

【坂出市回答】公的施設への文字表示装置等の整備については、施設の老朽化や財政的な問題もあり、すぐに対応することが困難ですが、今後、施設の建て替えや改修時には、聴覚障がいの方への情報提供について、十分検討させていただきたいと考えております。

【善通寺市回答】電光掲示板については現在、市庁舎北側に設置しているのみですが、庁舎内の課名表示板等についても照明と連動して点灯する表示板を掲示するなど、わかりやすい表示に

努めています。

【観音寺市回答】 市民会館等の建て替えを目前にしており、新築時には文字表示装置（電光掲示板）等の設置を担当課に働きかけています。

【さぬき市回答】 公共施設への文字表示装置の設置はまだ少ないですが、今後の公共施設の新規工事時や既存施設改修時に検討を図ってまいります。

【東かがわ市回答】 平成22年9月に完成した東かがわ市交流プラザには、誘導通路となる点字ブロックを整備しています。また、現在、計画を進めている統合庁舎の整備に際しては、分かりやすい表示となるよう配慮します。

【三豊市回答】 公的な場における電光板の設置については、なかなか難しいと思われませんが、どれもが情報を円滑に受けられるよう、きめ細かな情報提供に心がけるよう、関係部署に要請していきたい。特に、聴覚障害者の方への情報提供について、より一層きめ細かな配慮を心がけるようにしたい。

【土庄町回答】 全ての公的施設に電光掲示板等の整備を図ることは、財政的に厳しい状態となっておりますが、今後、施設整備を行う際には、検討してまいりたいと考えております。また、聴覚障害の方へは筆談等を行っておりますので、来庁の際にはお気軽にお申し付けください。

【小豆島町回答】 現状として、全ての公的施設に電光掲示板等の整備を図ることは、財政的に難しいと考えております。対応する職員が障害者に対する理解を高め、また手続き等がスムーズに行えるよう可能なかぎり対応していきたいと考えております。

【三木町回答】 平成25年4月1日から本町庁舎内にデジタルサイネージを設置し、聴覚障がい者等が情報を得ることができるよう、情報支援の拡充に努めています。

【直島町回答】 町内の障害者等の団体と協議し、検討する。

【宇多津町回答】 全ての施設に設置することは、財政的に難しいと思いますが、火災や災害時の対応として、必要などころから整備していきたいと考えています。

【綾川町回答】 聴覚障害者などへ情報伝達手段として一定の効果があるものと考えており、今後、施設の整備において、関係機関と協議し検討してまいります。

【琴平町回答】 たとえば防災用自販機ディスプレイなどに使われている文字情報パネルを、県の防災センターと連動して災害時に情報発信を行ったり、あるいは Ipad 等タブレット端末を導入するなど、コストに見合った合理的な整備を積極的に行いたいと考えている。

【多度津町回答】 公共機関や公共施設の整備につきましては、財政的な問題もありますが、関係機関とも調整しながら、優先順位をつけて整備を進めたいと考えています。

【まんのう町回答】 現在の町有施設には、電光掲示板は設置されていないが、建設中である満濃中学校及び体育館・図書館施設においては、火災警報としてのフラッシュライトの設置を計画しています。

【要望6】 聴覚障害者への非常時における対応を確立してください。

【高松市回答】 聴覚障がい者を含む障がい者や高齢者など、災害時の避難に何らかの支援が必要な方について、災害時要援護者台帳への登録を推進するとともに、非常時に速やかに必要な医療に繋げるよう、持病や連絡先などを記載して保管しておく「たかまつ安心キット」を希望者に配布しております。これらのことにより、個々の状況に対応した非常時の手助けが地域の中で速やかに行われるよう、要援護者の情報を地域で共有し、常日頃からの見守り体制が地域コミュニティの中で構築されるよう促してまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】 災害時要援護者支援プランのなかで今後、検討していきたいと考えています。

【坂出市回答】 現在、坂出市では災害時要援護者避難支援計画を策定し、自主防災組織等を通して個人に応じた個別計画により対応することを基本にしております。また聴覚・視覚障がい者に対応するため、消防本部に緊急通報受信設備として「FAX119」があり、FAXで119番をダイヤルすると消防本部の指令室にFAXが入ります。それから災害時の避難勧告等の情報は、避難情報配信サービス (<http://kagawa.bousai.88island.jp>)、市ホームページ、ツイッター、KBNテロップ、携帯電話3社の緊急速報メール（エリアメール）で配信していますので、ご活用ください。

【善通寺市回答】 要援護者で、居宅要援護者把握・災害時等要援護者登録事業に登録を同意された方を対象に、救急医療情報キットを配布し適切な救急医療活動に活用できるようにしています。要援護者で、居宅要援護者把握・災害時等要援護者登録事業に登録を同意された方を対象に、救急医療情報キットを配布し適切な救急医療活動に活用できるようにしています。

【観音寺市回答】 観音寺市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づき、災害時要援護者登録台帳を作成していますが、障害特性に応じた情報発信及び避難場所・避難誘導等速やかにできる環境整備を検討します。

- 【さぬき市回答】自然災害や、事故等の非常時における避難誘導や手話通訳士等の派遣等、想定される非常時の対応の確立について、すみやかに対応を検討してまいります。
- 【東かがわ市回答】災害時の緊急放送や行政情報を伝える告知放送端末を設置していますが、情報伝達手段として音声による告知のほか、聴覚に障がいを持たれている方などに対してファクシミリ送信ができるよう対策しています。また、メール配信サービスにおいても災害時の緊急情報を提供しています。
- 【三豊市回答】市では、障害のある人等を始めとする災害時要援護者の避難対策として、災害時要援護者登録台帳を作成しており、災害が発生したときに避難所へ避難することが困難で、家族等の支援が十分に受けられず地域の方々の支援を必要とする人(災害時要援護者)の登録を行っています。災害時の聴覚障害者への情報提供等には、手話通訳者の確保・派遣は極めて重要であると考えている。今後、関係部局とも連携をとりながら、災害時における手話通訳者の確保・派遣などについて、検討していきたい。
- 【土庄町回答】災害時等における要援護者の支援につきましては、「土庄町災害時要援護者避難支援プラン」を策定しており、避難支援を迅速かつ的確に行うため、民生委員や自治会等に対して平常時から情報共有をし、連携を図るよう努めております。
- 【小豆島町回答】聴覚障害者を含む災害時要援護者への支援については、「小豆島町災害時要援護者支援計画」に基づき、よりの確かつ迅速な対応に努めます。
- 【三木町回答】現在、希望者には要援護者台帳への登録をさせていただいておりますが、今後は台帳登録への理解を進めていくとともに、その台帳を非常時に十分に生かしていけるよう、地域の民生委員等との更なる連携強化に努め、より良い支援方策を考えてまいります。
- 【直島町回答】対象者リストを作成するなどの防災対策を検討する。
- 【宇多津町回答】災害時における避難等の情報の伝達については、携帯電話等によるエリアメールサービスの活用や登録者に配信するメールサービスを行っていますので、登録を呼びかけて行きたいと考えています。また、避難所については、音声だけでなく文字による情報の伝達を実施いたします。
- 【綾川町回答】災害時要援護者台帳を整備しており、非常時の支援に活用できるよう努めていきます。
- 【琴平町回答】町防災計画（災害時要援護者プラン）に盛り込んでいる。地域生活支援事業の日常生活用具給付事業（聴覚障害者世帯用の、光等で災害や危険を知らせる日常生活用具の給付（実績あり）。地上デジタル放送による災害情報案内等）。デジタル放送では字幕表示も通常操作で可能であり、こちらを利用すれば情報入手も容易になる。地元ケーブルテレビの文字情報も有用なので活用したい。また現在、仲多度南部消防において、生活保護者で失聴・難聴の方に対する「聴覚障害者対応火災警報器普及支援事業」を実施している（年末まで。実績あり。）
- 【多度津町回答】災害時など非常時に支援が必要な障害者・高齢者等への対応は、本町全体の課題として取り組みたいと考えています。
- 【まんのう町回答】地上デジタル放送により、データ放送・文字放送がおこなわれ、情報が得やすくなってきています。本町は災害時において、支援を必要とする方には、災害時要援護者制度による登録をさせていただき、災害時には支援をしていただけるように、本制度の推進をおこなっています。また、災害時には、「自分たちの地域は自分たちで守る」自主防災組織の結成に向けて、町は自主防災組織の結成推進及び支援をおこなっています。
- 【要望7】台風や地震などの災害時の避難場所としての福祉避難所指定箇所を教えてください。
- 【高松市回答】平成24年11月1日現在 45箇所
市内老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 26箇所
市内老人保健施設 19箇所
※市ホームページ「もっと高松」の健康福祉局健康福祉総務課のページに、指定福祉避難所一覧を掲載しております。
- 【丸亀市回答】香川県ふじみ園（丸亀市飯山町東坂元3667番地）です。
- 【坂出市回答】本市は、坂出市福祉老健施設連絡協議会に加盟する15施設及び障がい者通所施設2法人4施設の合計19施設と福祉避難所（二次避難所）の協定を締結しています。災害発生時には最初は市内に26か所ある指定避難所に避難していただきます。その後、必要に応じて福祉避難所を開設します。
- 【善通寺市回答】本市では特別養護老人ホーム仙遊荘（仙遊町二丁目3番43号）及び特別養護老人ホーム明日香（原田町1561番地5）が福祉避難所に該当します。
- 【観音寺市回答】現在、福祉避難所の指定をしていますが、福祉サービス事業所の耐震基準等の調査を開始し、今後、指定に向けて検討します。

【さぬき市回答】福祉避難所として、身体障害の方には「真清水荘」、知的障害の方には「のぞみ園」の障害者施設の事業所と協定の締結をしています。今後、一般の指定避難所のなかに介護や医療相談をうけることができる必要な空間の確保等施設の整備を進め、一時的な避難が出来るよう検討を図ってまいりたいと考えています。

【東かがわ市回答】広域避難場所は、体育館、公民館等市内38か所を指定しています。福祉避難所について、平成24年度内に該当施設となる社会福祉法人と福祉避難所の協定を締結する予定です。

【三豊市回答】障害者支援施設みとよ荘と高瀬荘の2ヶ所を指定しています。

【土庄町回答】当町における福祉避難所といたしましては、障害福祉サービス事業所のひまわりの家と特別養護老人ホームの小豆島老人ホームと協定書等を締結しております。

【小豆島町回答】現在、福祉避難所の指定はできておりません。地域防災計画見直しの中での検討課題であると考えています。

【三木町回答】現在、本町においては町内にある一法人と福祉避難所としての協定を締結しております。災害時に避難する人の立場に立った支援ができるよう関係機関等と更なる検討に努めてまいります。

【直島町回答】現段階ではまだ検証中で未設定であるが、現在、国・県等が策定している新たな浸水及び被害想定の結果を精査し、地域防災計画及び防災体制等の見直しを来年度実施する予定であり、その中で福祉避難所についても、庁舎内及び町内事業者と意見調整しながら、合わせて設定・整備を実施していく予定である。

【宇多津町回答】特別養護老人ホーム寿楽荘、老人保健施設いきいき荘及び保健センターの3箇所を指定しています。

【綾川町回答】介護老人福祉施設が二箇所、保健福祉施設が二箇所、介護老人保健施設が一箇所となっています。

【琴平町回答】別途資料参照

【多度津町回答】福祉避難所の指定はしていませんが、本町では町民健康センターが該当すると思います。

【まんのう町回答】本年11月に福祉避難所設置研究会を発足し、災害時における福祉避難所の設置運営に関することについて、町内福祉施設の代表の方と協議をおこなっています。

【要望8】改正障害者基本法に準じて障害者施策推進懇談会の名称を障害者政策委員会に変更し香川障害フォーラムのような障害当事者を委員に任命してください。

【高松市回答】国は、障害者基本計画の策定・変更にあたって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況を監視や勧告を行うことを目的として「障害者政策委員会」を設置しております。一方、本市では、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体化した、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とする「たかまつ障がい者プラン」を23年度末に策定しております。このプラン策定時には「高松市障害者施策推進懇談会」を設置し、公募委員を始め三障がいの団体等関係者や障がいのある方、学識経験者、福祉・医療関係者などを構成メンバーとし様々な意見を取り入れてまいりました。またプランの推進にあたっては、国・県など関係行政機関や関係団体と連携するとともに「高松市障害者施策推進懇談会」において、数値目標の達成状況を点検・評価することとしており、実質的に国の政策委員会と同様な役割を果たしていることから、今後、懇談会の名称変更等についても検討してまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】本市では、丸亀市附属機関設置条例に基づき丸亀市福祉推進委員会を設置しており、障害者計画等について委員会に諮っています。

【坂出市回答】障がい者福祉計画を改訂する際には、障がい者を代表する方を交えて審議していただく組織を設けています。

【善通寺市回答】平成23年3月策定の第3次善通寺市障がい者福祉基本計画策定時には当事者の方々、保護者や関係機関の代表者の方々を委員に含めた策定委員会を設置し、計画を策定しています。今後の見直し、策定の際にも同様の委員会を設置し、意見を計画に反映したいと考えています。

【観音寺市回答】障害福祉計画等策定委員会に当事者の方を3名委員として参加していただき、昨年度多くのご意見をいただきながら「障がい者計画」を策定しました。

【さぬき市回答】第3期さぬき市障害者計画では、障害者基本法の改正事項等を可能な限り適用して策定しています。さぬき市障害者計画の作成にあたっては、政策委員会の設置は行っておりませんが、さぬき市障害福祉計画と同時に改定を実施し、さぬき市障害福祉計画策定委員会の委員に障害者その他の関係者を任命し、意見を取り入れて、障害者計画の策定を行っております。

す。今後の改定にあたっては、障害者政策委員会の設置についても検討を図ってまいります。

【東かがわ市回答】障害者政策委員会という名称の委員会は設置していませんが、障害者基本法に基づく障がい者計画策定委員会と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画策定委員会にて、障がい者の自立及び社会参加の支援等について検討しています。

【三豊市回答】国においては既に設置済みですが、市では設置の予定はありません。

【土庄町回答】障害者政策委員会の設置に関しましては、現在設置は検討しておりません。

【小豆島町回答】現在のところ、障害者政策委員会を設置する予定はありません。

【三木町回答】国、県及び近隣市町の動向に注視してまいります。

【直島町回答】県内市町に合わせて設置を検討する。

【宇多津町回答】障害者政策委員会の設置は考えていません。障害者計画及び障害福祉計画の策定にあつては、策定委員会を設置し、障害者等の意見が反映されるよう計画の策定をしています。

【綾川町回答】県内市町の動向をみながら検討します。

【琴平町回答】口頭にてご指摘いただいた本町政策委員会メンバー構成については、直近の障害者政策策定委員会メンバー構成（12名）の中で、当事者が2名、それとは別に、重症心身障害児（者）の保護者も1名参加している状況にある。

【多度津町回答】本町におきましても障害者基本計画・障害福祉計画の策定や見直しの際には、当事者の方々を委員に含めた策定委員会を設置して、ご意見やご要望を計画に反映させるようにしています。

【まんのう町回答】障害者福祉計画・障害福祉計画の策定委員会において、当事者団体の方々に委員をお願いして計画の策定をしています。

【要望9】障害のある子ども普通学級で共に学ぶため、本人や保護者が求める「合理的配慮」と必要な支援を保障してください。

【高松市回答】学校における教育内容・方法については、一人一人の教育的ニーズを把握した上で、適切な指導や必要な支援の充実に努めているところです。また本市として、小・中に特別支援教育支援員やサポーターを配置し、学校生活上・学習上の支援を行っているところです。さらに施設・設備面においても、子どもの障がいの状態や程度に応じてその整備に努めているところです。

【丸亀市回答】これまで丸亀市では、障害のある子どももできるだけ学校生活において支障をきたさないようにするため、施設・設備の改善、充実に努めております。例えば、車いすのための段差解消やポータブルトイレ、人荷両用昇降機（エレベーター）の設置など、その子の障害に応じた対応をしてきております。

【坂出市回答】特別な支援が必要な子どもの指導においては、子どもの状況や保護者の願い、専門家の意見を十分に勘案し、必要な支援を検討しています。また特別支援教育支援員を配置し、学校生活及び学習指導における支援を行っています。さらに施設・設備については充実が図れるよう努めています。

【善通寺市回答】これまで、善通寺市では支援を必要とする児童生徒が支障なく学校生活を送れるように、トイレの改修や手摺りの設置、車椅子用の階段昇降機の配置、教材の購入などを行って参りました。これからも、一人一人の児童生徒の状況に応じた対応を考えて参ります。

【観音寺市回答】施設面では、施設のバリアフリー化等に努めており、学習面では、市内小、中学校長会時に適切な対応について、指導しています。

【さぬき市回答】現在、さぬき市の学校においては、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服するため、適切な指導及び必要な支援として特別支援教育の一層の充実を目指しているところです。その中ですべての子どもがわかる授業の実施や校内支援体制の強化、関係機関との連携等、様々な取り組みを重ねているところです。

【東かがわ市回答】現在、本市における特別支援学校への進学や特別支援学級への入級については市就学指導委員会において、保護者の理解を得たうえで、該当者の実態を就学基準に基づき慎重に審議し、判定しています。集団学習が中心となる通常学級よりも、個別の指導・支援が中心となる特別支援学校への進学や特別支援学級への入級を選択したほうが、子どものニーズに応じた指導・支援を受けることが可能であり、より持つ力を高めることもできます。なお、特別支援学級に入級した場合においても、児童・生徒の実態に応じて、通常学級との交流や共同学習は現在も実施しています。

【三豊市回答】一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じ、「個別の指導計画」「個別の支援計画」を立てたり、現在必要とされていることは何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間での共通理解を図りながら支援を行っている。今後も、各学校で指名されている特

別支援コーディネーターが中心となり、校内での支援体制作りを強化するとともに、移行期の引き継ぎを十分に行い、支援が途切れないようにしていく。

【土庄町回答】校舎内外の段差の解消など環境整備を行い、教材、教具等においても随時整備に努めております。

【小豆島町回答】本町におきましては、障害のある児童生徒等の状況に応じた、教員や支援員等の確保及び配置に努めておりますし、就学指導等につきましても、本人及び保護者と十分相談のうえ対応しております。

【三木町回答】本人・保護者との話し合いを重ね、本人・保護者・教員等が協力し、本人が普通学級で共に学べるよう取り組んでおります。

【直島町回答】次のような支援を可能な限り行っている。

- ・ 障害の状態を踏まえた指導方法の工夫改善を行う。
- ・ 日常生活の介助や学習面を支援する人材の配置等を行っている。

【宇多津町回答】児童生徒の障がいなどの特性に応じて、町単独で生活支援員や常勤講師を配置するとともに、施設の改修や必要な機器の配備に努めています。

【綾川町回答】本町では、特別支援学級の児童生徒の個別の障害に応じた指導の充実を図るため、サポートファイル「かけはし」や個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、一人一人にとって適切な支援や教育課程について保護者とも連携しながら学校全体で取り組んでいます。さらに、町から生活指導員を学校の実態に応じて配置し、本学級の児童生徒が、交流学級という集団の中での学習においても学習の成果があがるよう、一層の支援の充実を図っています。

【琴平町回答】肢体不自由児の小学校入学の際、在学する小学校のバリアフリー化に着手した。今後についてもハード・ソフト両面から支援を検討する。

【まんのう町回答】特別支援教育については、本人・保護者の理解を得ながら進めていきたいと考えており、本人の質の高い人生が送れるよう今後とも支援をしていきたいと考えています。

【要望 10】「インクルーシブ教育」実現のための教育予算の確保及び教職員の配置を適切に行ってください。

【丸亀市回答】今年度、丸亀市では、特別支援教育充実のための市費の支援員32名を市内小中学校に配置しております。幼稚園には27名配置しております。また、丸亀市単独事業として、「巡回カウンセリング事業」も3年目（保育所は4年目）を迎えており、現場の先生方からは大変好評を得ております。これは、市内すべての保・幼・小・中学校を対象に、発達障害の子どもを主な対象として、学校・子ども・保護者のニーズに応じた支援を専門家がを行い、その子に応じた質の高い教育活動が展開できるようにするためのものです。今年度、専門家を5名から7名に増員しました。今後も、本人や保護者の考え方を尊重しながら、丸亀の子どもたち一人ひとりのニーズに合った教育活動が展開できるよう努めてまいります。

【坂出市回答】今年度より5歳児健診を実施し、幼稚園・保育所段階での子どもの発達状況を把握するとともに、学校や家庭における支援のあり方について、専門家から助言を得ています。また就学指導委員会での判定をもとに、保護者の考えを十分に尊重し、その子に応じた教育が推進できるよう努めています。

【善通寺市回答】本年度、善通寺市では小学校で18学級、中学校で4学級の特別支援学級を設置し、それぞれの児童生徒に対して最善と思われる教育活動を行っております。さらに、それとは別に幼稚園に10名を、小学校には6名の生活支援員を配置して、子ども達の支援に努めています。これからも、一人一人の児童生徒や保護者の御意志を尊重した対応をして参りたいと考えております。

【観音寺市回答】普通学級での授業が受けられるよう、特別支援教育支援員を積極的に配置しております。

【さぬき市回答】インクルーシブ教育のシステムの構築については、今後の国の動向を見極めながら、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的な研修等を実施していきたいと考えております。また、現在、特別支援教育支援員を必要校に配置しておりますが、児童生徒の実態を把握し、より充実した配置が出来るように努力してまいります。

【東かがわ市回答】教育環境の整備については、通常の学級、特別支援学級などで子どもの状況に応じた提供をするために必要な教育予算の確保に努めています。また、個に応じた適切な支援により教育効果が上がるよう、特別支援教育のベテラン教員や市の特別支援教育支援員の配置に配慮しています。

【三豊市回答】インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことと、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。通常の学級、進級による指導、特別支援学級といった「連続性のある多様な学びの場」を用意し、その子にあった学びの場を選択できるように支援

している。教職員の配置については、状況に応じて行っているが、今後も国や県の動向を踏まえながら対応していく。

【土庄町回答】車いすを使用する児童については、特別支援員を配置し、交流学級等への移動等で支障が生じないように配慮しております。

【小豆島町回答】本町におきましては、障害のある児童生徒等の状況に応じた、教員や支援員等の確保及び配置に努めておりますし、就学指導等につきましても、本人及び保護者と十分相談のうえ対応しております。

【三木町回答】特別支援員の配置や普通学級との交流などに取り組んでおりますが、「インクルーシブ教育」の一層の実現のため、今後も国、県の動向、近隣市町の状況、本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【直島町回答】就学指導委員会の判定に基づき、本人・保護者の意思を尊重しながら就学先を決定している。必要に応じ可能な限り予算的・人的措置を行う。

【宇多津町回答】保育所、幼稚園、小中学校において、「インクルーシブ教育」に対応するため、町単独での教職員の配置に努めています。

【綾川町回答】通常学級、特別支援学級における教材備品や施設環境、生活指導員などの人的支援については、各学校の実態や要望に応じて必要な措置を行っています。また、町からSSW（社会福祉士）を各小学校へ派遣し、児童生徒へのサポートを充実させるとともに、保護者や担任に対しても助言をいただく体制を整えています。

【琴平町回答】現在、琴平町では2幼稚園・3小学校・1中学校で特別支援教育支援員を9名配置している。特別支援学級と通常の学級間での「交流及び共同学習」をできるだけ多く取り入れている。また、学校・家庭・児童間の連携を密にとるためにスクールソーシャルワーカーを1名、スクールカウンセラーを1名配置し、幼・小・中を巡回し、本人、教師、保護者の相談に当たっており関係者の意見を最大限尊重しつつ合意を図るよう努めている。

【多度津町回答】インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育が一層推進できるよう、関係機関と連携しながら、体制面、財政面も勘案しつつ、基礎的環境整備や合理的配慮への対応を行っていききたいと考えています。

【まんのう町回答】特別支援教育については、本人・保護者の理解を得ながら進めていきたいと考えており、本人の質の高い人生が送れるよう今後とも支援をしていきたいと考えています。

【要望11】スーパーなどの障害者用駐車場に一般者が止めないように「おもいやり駐車」の看板を駐車場の前に提示するように業者をお願いしてください。

【高松市回答】香川県では、平成23年4月から公共的施設（官公署やショッピングセンターなど）に設置されている障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）が適正に利用できるよう、障がいのある方や高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な方に「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付し、利用者を明確にするとともに駐車場管理者等の協力を得ながら、不適切な駐車を解消する「かがわ思いやり駐車場制度」が導入されました。また案内表示（ステッカー）の掲示は、各施設の状況に応じて、壁や柱、看板、パイロン等を利用して掲示することとしており、無料でステッカーを配布しています。この制度の導入により、駐車場管理者等による不適切利用車両への指導など、一定の効果が見込まれることから、今後も「かがわ思いやり駐車場制度」の周知・啓発に努めてまいります。

【丸亀市回答】県では本年、駐車スペース表示用スタンドを作成し、思いやり駐車場の登録施設の希望に応じて配布をしております。本市といたしましても制度の周知・啓発等に努めてまいります。

【坂出市回答】かがわ思いやり駐車場制度は、香川県が設けた制度です。各施設へは、県から案内表示ステッカーが配られ、各施設の状況に応じて壁や柱、看板、パイロン等を利用して掲示するよう依頼されています。県としては、いずれの方法でも明確であればよいとお聞きしています。本制度がさらに多くの施設に普及するためには、市町がばらばらに判断するのではなく、香川県が示す見解に市町が協力することが望ましいと考えます。今後もポスター掲示などにより制度の周知に協力してまいります。

【善通寺市回答】「かがわ思いやり駐車場制度」については対象となる方への説明、周知をはかっているところですが、制度の適切な運用ができるよう、看板を設置する事業者等への周知・広報に努めたいと考えています。

【観音寺市回答】障害者用駐車場も少しずつ増えていますが、ルールが守られていないことも多く、各事業所に協力いただくとともに、一般車が停めないように広報啓発に努めます。

【さぬき市回答】かがわ思いやり駐車場制度の周知・啓発に努めてまいります。

【東かがわ市回答】香川県が実施している「かがわ思いやり駐車場制度及び普及員制度」に協力

をすることで、駐車場管理者等のご協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、障がいのある方等に配慮した環境づくりを推進してまいります。

【三豊市回答】地元スーパーには看板設置されている。設置されていないところがあれば指導していきたい。市の公共施設においては未設置であるため早い機会に設置したいと考えている。

【土庄町回答】「おもいやり駐車場」に関しましては、香川県にて実施している制度ですので、当町から提示の依頼等を行うことは難しいかと思われまます。

【小豆島町回答】駐車場管理者への協力依頼や利用者への注意喚起等による理解と協力を得ることは最も重要であると考えておりますが、おもいやり駐車場制度は実施主体が県になりますので、県下での広域的な協力依頼が必要かと考えています。

【三木町回答】町内大型スーパーや公共施設では看板等設置はできておりますが、利用者が気持ちよく制度を利用することができるよう、看板等が設置されていない障がい者用駐車場には設置をお願いしてまいります。

【直島町回答】町内の障害者等の団体と協議し、検討する。

【宇多津町回答】香川県が進めている「おもいやり駐車場」の啓発活動を町においても行うと共に、スーパーなどに看板の提示をお願いしてまいります。

【綾川町回答】障害者用駐車場に一般者が止めないように啓発に努め、事業者に対しても、理解してもらえよう検討してまいります。

【琴平町回答】本町では、県が中心となって推進している「思いやり駐車場制度」について、早速町内の公共施設等で導入を行った。事業所等への誘致についても、各課で共有し積極的に推進していきたい。

【多度津町回答】障害者用駐車スペースの適正な利用につきましては、広報等を通じて住民の方々や事業所にご協力いただけるよう働きかけたいと考えています。

【まんのう町回答】スーパー等大型店舗については香川県よりPR、普及活動を計っています。本町では公共施設に看板の表示を実施し、今後も周知を進めてまいりたいと考えています。

【要望12】**重度心身障害者の医療費を自己負担がないようにしてください。そして現物給付にしてください。**

【さぬき市回答】本市の財政状況は大変厳しい状況にあり、一定の所得のある方々に自己負担を求めているところですが、本市の財政状況や福祉施策全体のバランスの中で自己負担金の解消について今後も検討してまいります。

【東かがわ市回答】自己負担については、平成24年8月診療分より減額しています。現物給付については、現行の保険制度ではすべての方を対象にするのは難しく、検討中です。

【土庄町回答】当町では、償還給付となっておりますが、小豆郡内の医療機関を受診した場合は、申請をせずに償還給付を受けることができるようになっております。また、独自に身体障害者手帳4級又は療育手帳Bを持たれている方に医療費の5割を助成しており、障害者の方の経済的負担軽減のため、助成を行っております。

【小豆島町回答】重心医療費助成事業につきましては、県内全域での自己負担金の徴収方法等についての検討や、審査支払機関等との調整が必要であるため、現在は償還払いとしています。

【三木町回答】本町では、県下全域での現物給付が可能となるよう、近隣市町の状況等を勘案した上で検討してまいります。

【直島町回答】当町の医療施設は個人の歯科医院及び町立診療所のみであり、多くの町民は町外の岡山県や香川県の病院で受診していることから、対象者の意見を聞き必要となれば、対応方法等検討する。

【綾川町回答】国・県の動向及び、他町の状況や本町の財政状況を勘案した上で検討してまいります。

【琴平町回答】国において地方単独行政医療費助成制度の現物給付化は、医療費の増大をもたらす要因であるとし、それらを導入する自治体に対して国保国庫負担金減額措置を講じているところである。したがって本町のような小規模自治体にとって、これ以上の経費の増大は、保険税の増額については国保加入者にさらなる負担をかけることになるため、導入には慎重にならざるを得ない。ただし、国県に対して、減額措置の廃止等を強く要望していきたいと考えている。

【多度津町回答】医療費の現物支給については、本町単独での実施では、町外医療機関を利用した場合は窓口で一時負担をしていただかなければならないため、県下全市町で取り組む必要があります。

【まんのう町回答】国民健康保険特別会計においては現物給付による無償化を実施すると、国からの負担金が減額される仕組みとなっており、国保税の負担増加につながることであります。現在のところ現物化する予定はありませんが、負担金の減額制度の廃止を要望し、他市町の動向を踏まえて考えてまいりたいと思います。

【要望 13】松山市が実施している地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を利用して重度障害者が入院した時に医師・看護師などとの意思疎通がスムーズに行われるように支援サービスが受けられるようにしてください。

【高松市回答】松山市では重度障がい者が入院時に発語困難等により、病院内において医師や看護師等との意思疎通が十分に図れない場合に、障がい者本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として医療機関に派遣することにより、診療行為等の円滑化を図ることを目的とした支援を行っております。この制度の問題点や課題等について、他の中核市での取組状況を調査・研究した上で、本市での導入について検討してまいりたいと存じます。

【丸亀市回答】松山市が実施しております重度障害者入院時コミュニケーション支援事業につきましては、現在のところ実施予定はありません。今後、他市町の状況等をみながら検討してまいりたいと考えます。

【坂出市回答】コミュニケーション支援事業をはじめとして、地域生活支援事業に含まれる各事業は、国が定める枠組みの範囲内で市町村が実施する事業です。市内の関係者のご意見も伺う中で検討してまいります。

【善通寺市回答】現在のところ実施予定はありませんが、今後、県内他市町の動向をみながら検討したいと考えています。

【観音寺市回答】他の制度で実施すべき支援については、希望される支援の実行が困難なものもありますが、現行制度の範囲内でできる支援を推進するとともに、今後検討します。

【さぬき市回答】松山市で実施している地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業での取り組みについては、国の補助制度で実施が可能な事業範囲については、今後検討してまいります。

【東かがわ市回答】香川県、県内他市町の動向をみながら、現在実施している自治体の調査・研究をしてまいりたいと考えています。

【三豊市回答】派遣対象については、(1)受診等のために医療機関へ出向く場合、(2)届出、申請、相談、行事参加等のために官公庁、学校等の公的機関へ行く場合、(3)奉仕活動に参加する場合とされており、営利を目的としていたり、政治活動行為や宗教的な目的がある場合、また、講演会等の主催者側の経費で賄える場合を除いて、制限を設けているものではありません。あくまで、聴覚障害者が対象であり、必要時には、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施しています。地域生活支援事業は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを補完し、地域の実情に応じてサービスの提供を行う事業であり、この件については、香川県や他市の状況も踏まえて協議していきたい。

【土庄町回答】松山市で実施されております重度障害者入院時コミュニケーション支援事業につきましては、当町の現状等を踏まえ、検討したいと考えております。

【小豆島町回答】本町の現状を踏まえ、検討したいと考えております。

【三木町回答】障がい者にとってより良い支援ができるよう近隣市町や関係機関を含め検討してまいります。

【直島町回答】県内市町に合わせて検討する。

【綾川町回答】県内市町に併せて検討します。

【琴平町回答】現時点では制度上困難であり、そのような拡大解釈はできず、また、病院内のルールとしてできないところが多い状況にあるが、医師会に理解を求めるなどといった、行政からのアプローチに積極的に取り組んでいく必要があると考える。

【まんのう町回答】地域支援事業のコミュニケーション支援事業は事業の主旨が異なるため拡大解釈で対応することは難しいと考えます。今後他市町の動向を見ながら検討してまいりたいと考えています。

【要望 14】美術館の障害者用駐車場から美術館の入り口に行くには段差があります。スロープのある場所まで車椅子で行くには遠すぎるので、障害者駐車場から近い場所に段差解消をお願いしたい。

【丸亀市回答】現状では、東側入り口の段差を解消するのは難しい状況です。今後、利用状況等調査した上で、北側のスロープに近い美術館の周辺での障害者用駐車場の確保も視野に入れ検討してまいりたい。

【要望 15】公的施設に、雨天時に車椅子の方が乗降する時の雨除け用カーポート等を設置してください。

【善通寺市回答】カーポート等の設置については財政的な問題もあることから、即対応することは困難ですが、今後検討してまいりたいと考えています。

【要望 16】聴覚障害者のためのお知らせランプやセンサー付き腕時計など健聴者が同居していても給付できるようにしてください。

【高松市回答】聴覚障がい者のためのお知らせランプやセンサー付き腕時計など、重度障害者日常生活用具給付事業の聴覚障害者用屋内信号装置については、聴覚障がい者等の単身世帯およびこれに準ずる世帯について給付の対象としています。健聴者が同居している世帯であっても、その方が長時間にわたって留守にしているような場合など、必要性が認められる場合には「これに準ずる世帯」と判断し給付の対象としておりますが、他の中核市での取組状況を調査・研究した上で、制限の緩和について検討してまいりたいと存じます。

【要望 17】「福祉タクシー助成券」の1,050円券を電動車いす使用者だけでなく、ストレッチャー使用者にも支給してください。

【高松市回答】身体障害者福祉タクシー助成事業は、身体障がい者1・2級、知的障がい者④・A、精神障がい者1・2級の方と車いす・電動車いすの方を対象として実施しているところですが、現在のところストレッチャーを使用する場合には助成の対象としておりません。今後、移動にストレッチャーを必要とする方についても、福祉タクシー助成事業の対象とすることについて、障がい者の社会活動の範囲を広げる観点から、他の中核市の状況等も勘案しながら、その必要性を検討してまいりたいと存じます。なお、本事業は平成24年度の事業仕分けの結果「改善が必要」との指摘を受けており、タクシー助成券交付者に対するアンケート調査を実施し、障がい者のニーズを把握するとともに、より適切な利用が図られるよう事業の見直しを検討することとしております。